

議案第71号

三朝町営墓地運営基金条例の設定について

次のとおり三朝町営墓地の運営基金条例を設定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年6月10日

三朝町長 吉田 秀光

平成17年6月17日原案可決  
三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町営墓地運営基金条例

（設置）

第1条 三朝町営墓地を円滑かつ効率的に運営するため、三朝町営墓地運営基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

（運用収益の処理）

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（処分）

第5条 基金は、三朝町営山田墓地の運営事業の財源に充てる場合に限り、その一部又は全部を処分することができる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。